

事 務 連 絡  
令和4年12月14日

当該県立学校長 様  
教育事務所長 様  
市町教育委員会教育長 様

石川県教育委員会事務局  
保健体育課長

### 学校生活における児童生徒のマスク着用の具体的な取組等について

学校生活における児童生徒のマスクの着用については、令和4年11月29日付け事務連絡により、例えば、児童生徒の心情等に適切な配慮を行った上で、

- ・各学校においてマスクを外す場面を設定する
- ・マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促す

といったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう適切な対応をお願いしたところです。

今回、参考までに、令和4年5月25日付教保第333号で送付したリーフレットを添付しますので、マスクの必要がない場面について再度確認願います。

また、給食の時間においては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしないような座席配置の工夫、大声での会話を控えることや、適切な換気の確保などの措置を講じた上で、児童生徒の間に会話を行うことも可能であり、感染状況も踏まえつつ、それぞれの実情に応じて対応されるよう、各学校への周知の徹底をよろしくお願いします。

以上、小中学校の現場において、教職員から児童生徒に適切に指導されるよう、お願いします。

<p>&lt;事務担当&gt; 保健体育課 健康教育G田中 TEL 076-225-1847 FAX 076-225-1854</p>
---